

第2期

愛別町

子ども・子育て支援事業計画

2020～2024

(令和2年度～令和6年度)



愛 別 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の性格・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 愛別町の現状と将来推計

1. 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 出生数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 児童人口と将来推計（児童人口）・・・・・・・・・・・・・5
児童人口と将来推計（児童人口将来推計）・・・・・・・・・・・・・6
5. 保育所・幼稚園の児童数の推移・・・・・・・・・・・・・7
6. 子育て支援センターの利用状況・・・・・・・・・・・・・7
7. 学童保育の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 施策の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 愛別町子ども・子育て支援事業計画 体系図・・・・・・・・・・・・・11

第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1. 教育・保育の提供体制の充実
(1) 子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・12
(2) 教育・保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・14
(3) 児童健全育成の取組み・・・・・・・・・・・・・15
2. 親と子どもの健康の確保・増進
(1) 安全な妊娠・出産への取組み・・・・・・・・・・・・・16
(2) 子どもを健康に育てることができる施策の充実・・・・・・・・・・・・・18
(3) 保護者が子どものむし歯の予防ができる施策の充実・・・・・・・・・・・・・19
(4) 安心して病院にかかることができる施策の充実・・・・・・・・・・・・・20
(5) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(6) 思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

3. 子どもの教育環境の整備	
(1) 次代の親の育成	23
(2) 学校の教育環境等の整備	24
(3) 家庭や地域の教育力の向上	26
(4) 有害環境対策の推進	27
4. 子育てを支援する生活環境の整備	
(1) 良好な居住環境の確保	28
(2) 安心して外出できる環境の整備	29
(3) 交通安全教育の推進	30
(4) 犯罪等の被害防止活動	31
5. 仕事と家庭の両立支援	
(1) 仕事と家庭の両立支援	32
6. 子どもの特性を尊重した子育てが進められる体制の整備	
(1) 子どもに関する相談、支援体制の充実	33
第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策	
1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について	35
2. 教育・保育提供区域	36
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	37
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
第6章 計画の推進体制	45

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の要旨

わが国では、出生数の減少と出生率の低下に伴い少子化は急速に進行しており、全国的には労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済へ深刻な影響を及ぼしています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組みを進めてきました。その後、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」が制定し、平成 27 年から子ども・子育て支援新制度をスタートしました。

また、平成 29 年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の負担軽減に大きく影響しています。

少子化の進行は、子どもの健やかな成長に対する影響だけではなく、地域社会の活力の低下、労働力人口の減少による経済活動の鈍化、消費の減少、社会保障費の負担増、貯蓄の低下など、将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されています。

本町においても、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など家庭や地域の子育てを取り巻く環境は大きく変化しているなか保護者の孤立や育児不安など様々な問題も浮かび上がっています。

このような現状に対応するため、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援が重要であり、子どもと子育て家庭に対する支援の推進が求められています。

本町においては、これまで第1期愛別町子ども・子育て支援事業計画（平成 27～令和元年）に基づき教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの幼児期の健やかな育成を図るとともに、家庭、職域、地域が協働しながら役割を果たし、子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進してきました。

この度、第1期計画が終了することに伴い、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、より効果的な施策を展開するために、第1期計画を引き継ぐものとして第2期愛別町子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2. 計画の性格・位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。国が定める基本指針に即して、すべての子どもと子育て家庭を対象として、愛別町が今後進めていく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、子育て支援対策の目標を総合的にまとめたものです。

策定にあたっては、これまでの愛別町における取組みの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、愛別町振興計画を上位計画として各種関連計画との整合性を図り、「あいべつ次世代育成支援行動計画」を継承した上で一体的に策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

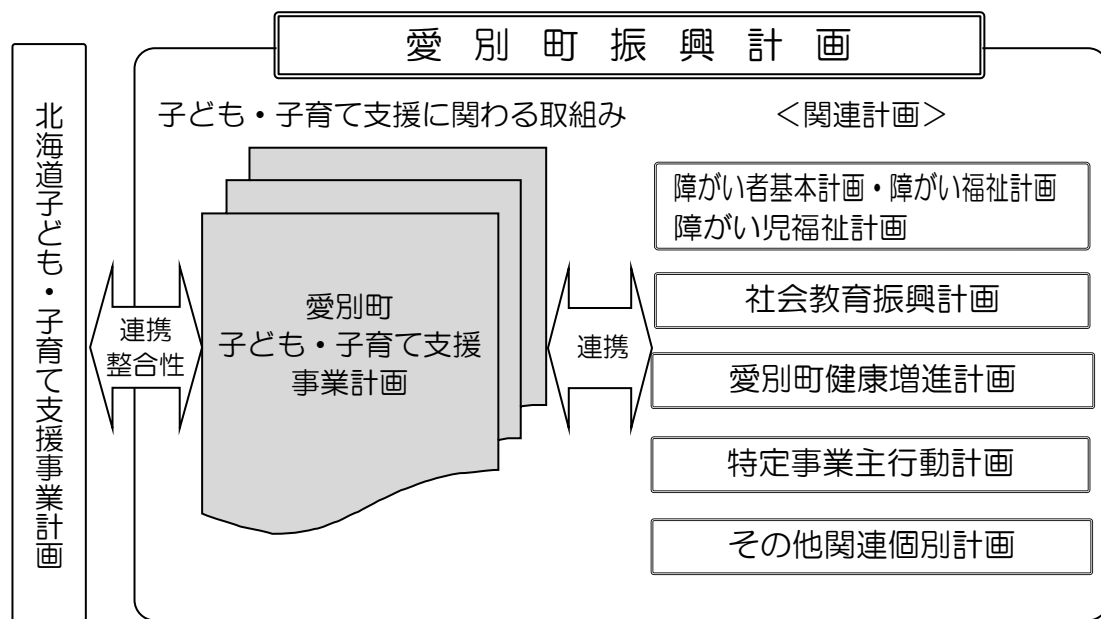
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

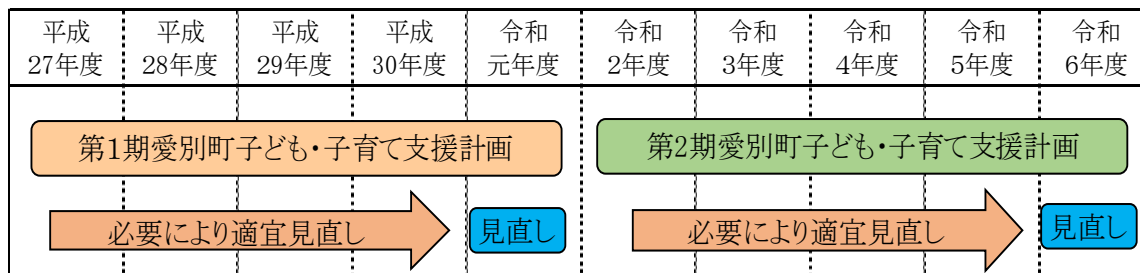
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3. 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度まで5年間を計画期間として策定します。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



4. 計画策定の体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

・調査の目的

本町における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を把握した上で適切な計画策定を行うために、利用希望把握のためのアンケート調査を実施しました。

・調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法
就学前児童調査	愛別町在住の就学前児童をお持ちの保護者	郵送及び幼児センターで直接配布、回収調査
小学生児童調査	愛別町在住の小学生児童（1～3年生）をお持ちの保護者	小学校での直接配布、回収調査

・調査期間：平成31年2月4日～2月20日

・回収状況

調査種別	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	108	62	57.4%
小学生児童調査	42	25	59.5%

(2) 子ども・子育て会議の設置

この計画の策定にあたり、子ども子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を基に、子どもの保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体の代表者からなる「愛別町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行いました。

(3) 国・道との連携

計画の策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定していきます。

第2章 愛別町の現状と将来推計

1. 愛別町の子ども子育てに関わる状況

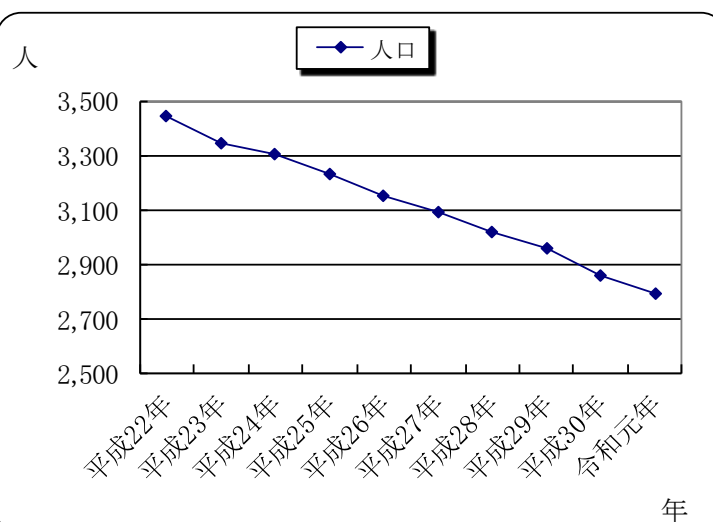
(1) 人口の推移

人口は、昭和 34 年の 10,094 人をピークに減少を続け、平成 29 年には 3,000 人を下回る状況となり、愛別町人口ビジョンにおける予測値では令和 7 年の人口を 2,312 人として、人口の減少を予想しています。

(単位:人)

年	人口	男	女
平成22年	3,446	1,648	1,798
平成23年	3,344	1,590	1,754
平成24年	3,304	1,577	1,727
平成25年	3,231	1,543	1,688
平成26年	3,153	1,506	1,647
平成27年	3,090	1,464	1,626
平成28年	3,014	1,420	1,594
平成29年	2,960	1,373	1,587
平成30年	2,860	1,335	1,525
令和元年	2,794	1,311	1,483

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



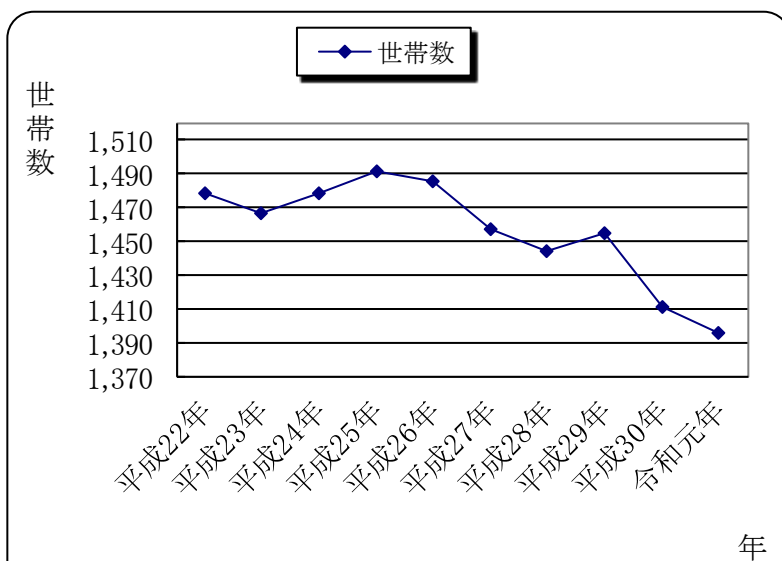
(2) 世帯数の推移

世帯数は、減少傾向にあります。平成 24 年には、グループハウス四季と障害福祉サービス事業所あいねっとの開設等により増加の傾向がみられ、その後は人口の減少とともに減少となりました。今後も人口が減ることから減少傾向を予想しています。

(単位:世帯)

年	世帯数
平成22年	1,479
平成23年	1,467
平成24年	1,479
平成25年	1,492
平成26年	1,486
平成27年	1,457
平成28年	1,444
平成29年	1,455
平成30年	1,411
令和元年	1,396

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

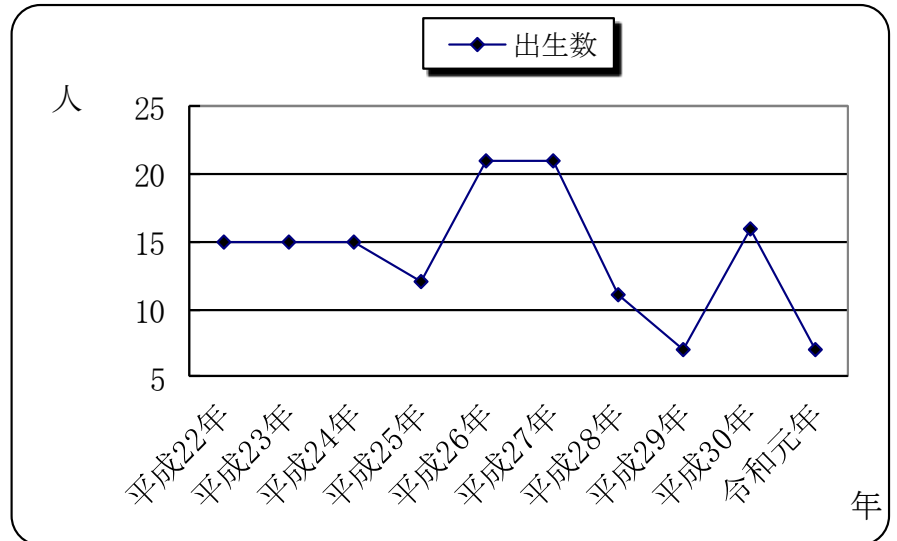


(3) 出生数の推移

出生数については、平成 26 年から平成 27 年にかけて他の年に比べて多かったものの、除々に出生数は、減少傾向が見られる状況となっています。

(単位: 人)

年	出生数
平成22年	15
平成23年	15
平成24年	15
平成25年	12
平成26年	21
平成27年	21
平成28年	11
平成29年	7
平成30年	16
令和元年	7



資料: 住民基本台帳年報

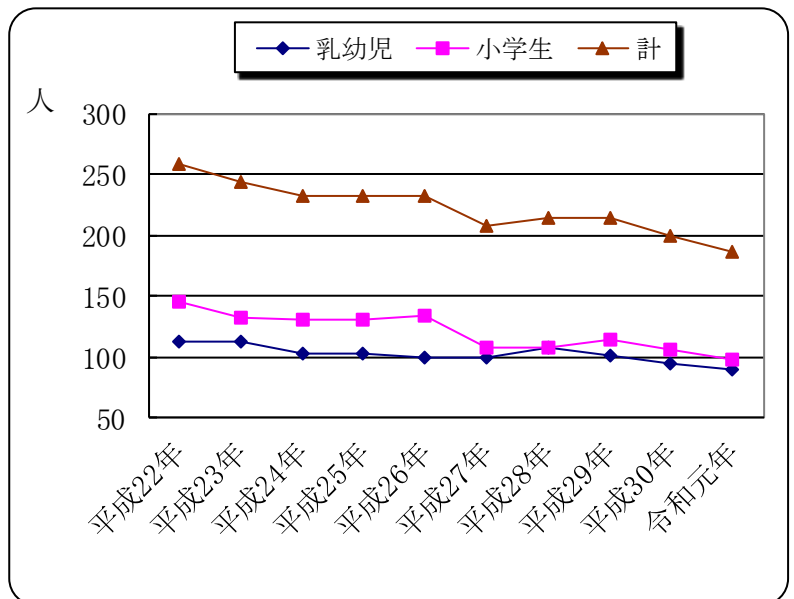
(4) 児童人口と将来推計

(児童人口)

児童人口の推移については、急激な変動は見られないものの、徐々に減少が見られる状況にあります。

(単位: 人)

年	乳幼児	小学生	計
平成22年	113	145	258
平成23年	112	132	244
平成24年	102	131	233
平成25年	103	130	233
平成26年	99	134	233
平成27年	100	108	208
平成28年	107	107	214
平成29年	101	114	215
平成30年	95	105	200
令和元年	89	98	187



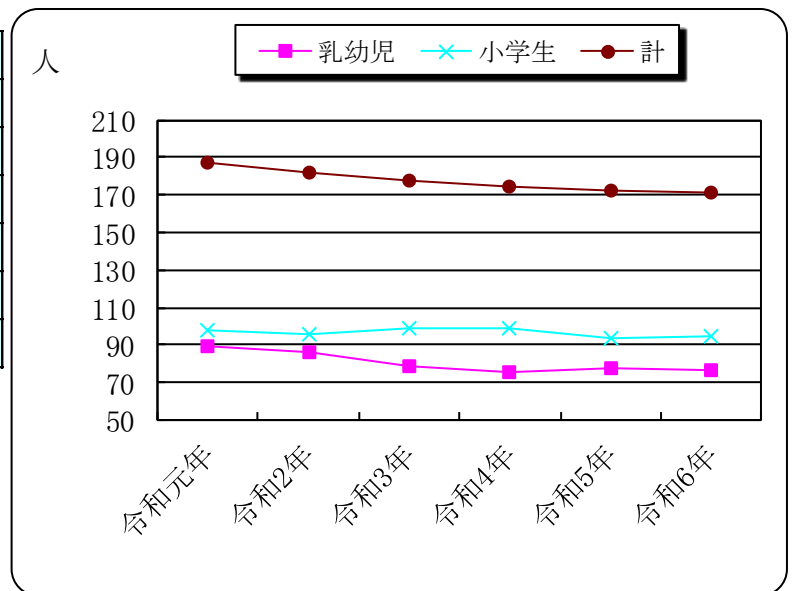
資料: 【乳幼児】住民基本台帳
(各年4月1日現在)
【小学校】学校基本調査
(各年5月1日現在)

(児童人口将来推計)

平成 26 年度～平成 30 年度（4 月 1 日現在）の住民基本台帳人口を用いた
コーホート変化率法で、令和 2 年度～令和 5 年度就学前・小学生児童の各年の
児童数を推計しました。この推計によると今期計画策定期間は減少傾向が想定
されます。

(単位:人)

年	乳幼児	小学生	計
令和元年	89	98	187
令和2年	86	96	182
令和3年	79	99	178
令和4年	75	99	174
令和5年	78	94	172
令和6年	76	95	171



※用語

＜コーホート変化率法＞

同年に出生した集団ごとの 5 年間の人口増減を変化率としてとらえ、その
率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4 歳の子どもの人口は、15
～49 歳女子人口との比率により推計する方法

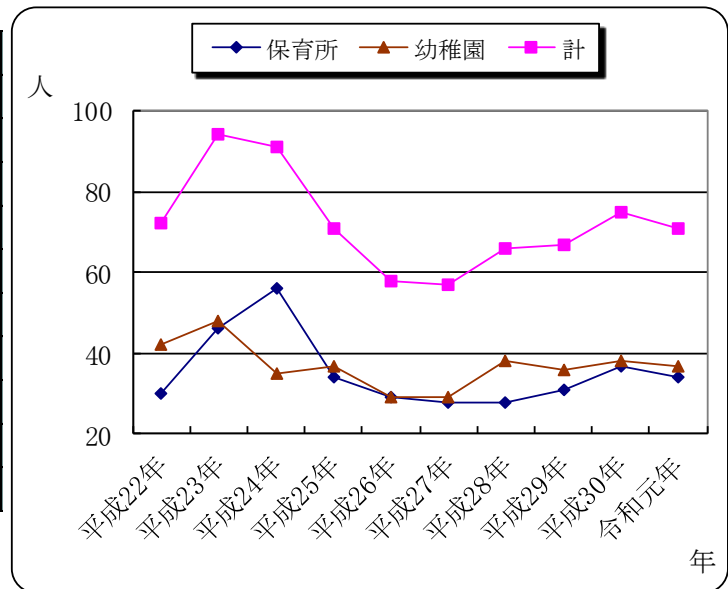
(5) 保育所・幼稚園の児童数の推移

保育所、幼稚園の児童数については、平成22年からの推移を見ると平成23年と平成24年には増加に転じましたが長期的にみると減少傾向の状況であり、今後の児童数は推計児童人口からみても減少傾向が想定されます。

(単位:人)

年	保育所	幼稚園	計
平成22年	30	42	72
平成23年	46	48	94
平成24年	56	35	91
平成25年	34	37	71
平成26年	29	29	58
平成27年	28	29	57
平成28年	28	38	66
平成29年	31	36	67
平成30年	37	38	75
令和元年	34	37	71

資料:【さくら保育所】厚生労働省報告
福祉月報(各年4月1日現在)
【幼稚園】学校基本調査
(各年5月1日現在)



(6) 子育て支援センターの利用状況

子育てに関する諸問題についての相談、情報提供、親子で交流できる場の提供を行っています。

【項目】	H26	H27	H28	H29	H30	R1
のびっこ教室(年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
ミニ講座(年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
のびっこ通信(年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
ハイハイ&よちよち広場(年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
親子遊び(年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回

(7) 学童保育の利用状況

■学童保育

愛別小学校の空き教室などを利用し、就労などにより放課後に保護者が家庭にいない児童を対象に、平日は下校時から午後6時、土曜及び長期休業日は午前8時から午後6時(休業日は日・祭日など)まで、学童保育指導員5名の体制を基本に養育を支援しています。

【項目】	H26	H27	H28	H29	H30	R1
学童保育実人数	32人	33人	21人	25人	34人	30人

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

急速な少子化が進行する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、過疎化や核家族化等により、地域における子どもの養育機能が低下しつつあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つことは、将来の社会が発展するために欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針における、子ども・子育ての意義に関する事項では、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである」としています。

この指針を基に本計画における「基本理念」、「基本方針」、「施策の目標」は、次のとおりとします。

令和2年度に策定した第11次愛別町振興計画（前期:令和2年度～令和6年度）は、「子どもの笑顔かがやく 恵みの大地 あいべつ」を基本テーマにまちづくりを進めていくこととしています。

第2期愛別町子ども・子育て支援事業計画においても、振興計画と整合性を図り、第1期計画を引き継ぐものとして、次のように定めます。

**「子どもの笑顔かがやく
夢ある子どもを育てよう」**



2. 計画の基本方針

「子ども・子育て支援制度」において、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

本計画においても第 1 期計画と同様に愛別町次世代育成支援行動計画を継承するとともに、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、基本理念を実現するための基本方針とします。

3. 施策の目標

平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援制度に基づき家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うこととされています。

本計画の基本理念を実現するために、3 つの基本方針を踏まえつつ、次の 6 つを目標として、総合的に施策を推進します。

(1) 教育・保育の提供体制の充実

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育ての孤立感と負担感の増加や都市部を中心とする深刻な待機児童問題など、子ども・子育て支援の量的な拡大と質の改善が求められています。

愛別町に待機児童はいませんが、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果において、延長保育や病児保育など多様な保育需要に対する実現に向けた検討及び在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援のメニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められています。

そのため、ニーズ調査の結果を適切に踏まえた教育・保育・子育て支援の総合的な提供体制を確保し、本町の子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境を実現していきます。

(2) 親と子どもの健康の確保・増進

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。

疾病や児童虐待、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むため、産後ケア事業、特定不妊治療費の助成、妊婦・乳幼児の健康診査をはじめ、感染症予防、むし歯予防、食育の推進、乳児家庭の全

戸訪問など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実と健康の確保・増進を図っていきます。

こうした妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組みを推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良好な居住環境の確保、交通安全や防犯被害の防止し安心して外出できる環境づくりなど、子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるような環境整備に配慮した子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりのため、関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 仕事と家庭の両立支援

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加するとともに、長時間労働や女性の妊娠・出産に伴う退職など、仕事と生活を両立させることが依然として困難な状況にあります。

家庭や職場、地域においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すためには、教育・保育・子育て支援サービスの拡充を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいく必要があります。

このため、充実した豊かな暮らしを支えるために、国・道・関係団体等と連携を図りながら、情報提供・相談による積極的な支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発などに取り組んでいきます。

(6) 子どもの特性を尊重した子育てが進められる体制の整備

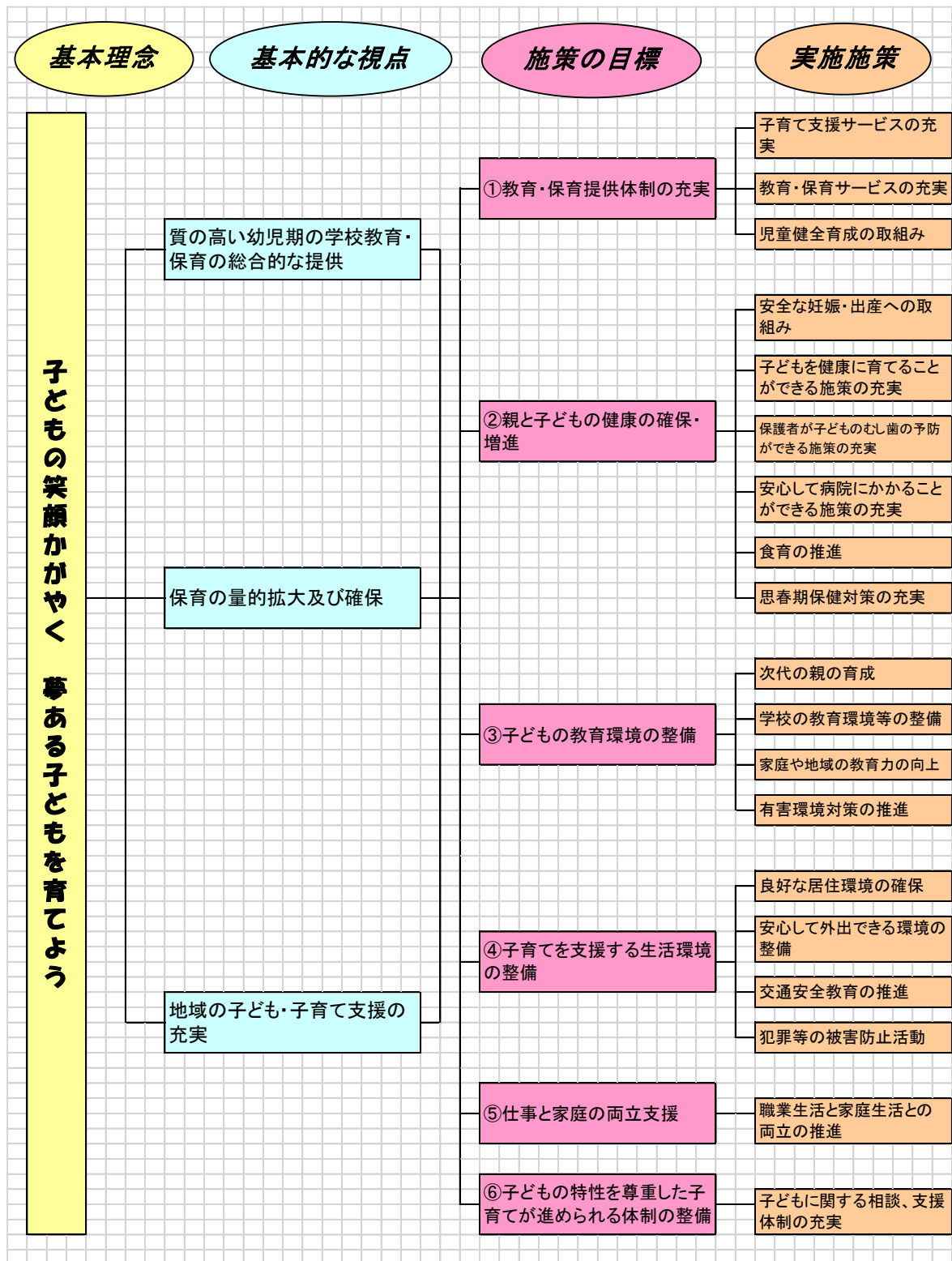
すべての子どもは、いかなる状況にあっても、ひとしく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問により早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組みを強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。

また、障がいや発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげるとともに、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていきます。

このように、一人ひとりの特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。

4. 愛別町子ども・子育て支援事業計画 体系図



第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 教育・保育の提供体制の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

(現状と課題)

本町では、保護者の育児不安の解消や子育ての支援を行うため子育て支援センターを設置し、ミニ講座、ハイハイ＆よちよち広場などで、相談、情報提供や親子で交流できる場の提供を行っています。また、就労などにより放課後に保護者が家庭にいない児童の養育を支援するため、愛別小学校を利用し小学校1年生から6年生児童を対象とした学童保育を実施しています。さらに、乳児健診の機会を利用して、絵本をとおしたふれあいの大切さを伝えるブックスタートを継続するとともに、子は宝という思いから、誕生の喜びを分かち合い親子の絆を強めるシンボルとして子ども用の椅子を贈り、地域で子どもたちが祝福されて生まれてくれるよう子育て支援を行っています。

現在、子育て支援センターは保育所、幼稚園に通う前の約9割の子どもが利用しており、多くの子育て家庭にとって、子育てについての相談や、親子で交流できる場が求められていることがわかります。

今後は、親として主体的に子育てを行えるよう講座や相談等の機会の提供、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、各種の子育てサークルの活動を通じて同年代の子どもを持つ家庭同士のネットワーク化を推進することで、子どもの健全な育成に向けた各種活動の活性化を引き続き推進します。

さらに、親子の健康保持と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠から出産、育児期の支援サービスの利用をしてもらえるよう、「保健活動マップ」を毎年、全戸に配布しており、引き続き情報提供を行ってまいります。

また、ニーズ調査では一時的に子どもを預けたいという要望があり、サービスを利用したい人と提供できる人が会員となり、地域での相互援助活動を行う「子育てサポートのびのび」の充実を進め、協力会員の増強を図ります。

～個別事業～

■子育て支援センター

- ・育児の悩みや不安を抱える父母の相談に応じて必要なアドバイスを行ったり、各種の子育てサークルの活動を通じて同年代の子どもを持つ家庭同士のネットワークづくりを支援します。

■子育てサポーターの育成

- ・子育て親子を支援する人材育成や、保護者の仕事や冠婚葬祭など一時的に家庭保育が困難なとき、保護者に代わり保育を行う子育てサポート援助会員を広げます。

■学童保育

- ・愛別小学校の空き教室などを利用し、就労などにより放課後に保護者が家庭にいない小学1年生から6年生児童を対象に、平日は下校時から午後6時、土曜又は長期休業日は午前8時から午後6時（休業日:日・祭日など）まで、学童保育指導員5名の体制を基本に養育を支援します。

■子育てサロン

- ・子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場として子育てサロンを開き、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくりと子どもの遊び場づくりを目的としています。

■ブックスタート

- ・乳児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に、絵本の読み聞かせボランティアの協力で、メッセージを伝えながら絵本を手渡し、子育てに日々追われる保護者と赤ちゃんが、そのかけがえのないひとときを、「絵本」を介して持つことを支援します。

■君の椅子プロジェクト事業

- ・新しい町民となった子どもたちに「生まれてくれてありがとう」の思いを含め、誕生する子どもを迎える喜びを、地域の人々で分かち合い親子の絆を強めるシンボルとして、世界でたった一つだけの「君の椅子」を贈り、子どもたちが祝福されて生まれてくれるよう支援します。

(2) 教育・保育サービスの充実

(現状と課題)

本町における教育・保育の現状は、幼児センターにおいて幼稚園と保育所が同じ保育室で保育を行う共通保育を実施しております。多様な保育サービスを提供する中で、通常保育と特別支援教育を実施しています。

通常保育については、1日 11 時間を標準として、午前7時30分から午後6時30分までの保育を行い、特別支援教育については通常保育の中で、支援員を配置し一人ひとりのニーズに対応するようにしています。

保育サービスに係る情報提供については、入所募集を年1回広報紙により行うとともに随時情報提供を行っています。また、保育サービスに伴う利用者からの苦情を解決するための苦情処理委員会を窓口に設置しています。さらに保護者アンケートを実施公表し、利用者の要望に応えるよう点検評価を行い、体制を整備しています。

ニーズ調査によると延長保育等の利用ニーズ数は少ないものの、個々の家庭環境と多様な働き方の中で様々な保育サービスが必要とされます。

また、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育・保育活動を展開し、保護者や地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼児センターとして運営できるよう、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指した運営委員会を設置し、施設サービスの質の改善と充実、運営の信頼性を図ります。

～個別事業～

■幼児センター（幼稚園・保育所）

- ・幼稚園と保育所が同じ保育室で保育を行う共通保育を実施します。
- ・保護者の仕事等を考慮し、保育時間を標準 11 時間、短時間8時間 として実施します。

■保育サービスに係る情報提供

- ・広報紙等を活用して、保育サービスに係る情報の提供を行います。
- ・センター便りの発行により様々な情報提供を行います。

■サービス評価等の仕組みの充実

- ・保育サービスに伴う利用者からの苦情を解決するため、保育所において苦情処理委員会の運営を行います。
- ・保護者アンケート等により保護者の要望を多面的に取り組んでいきます。
- ・保護者や地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼児センターとして運営できるよう、運営委員会を設置します。
- ・保育士等保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。

(3) 児童健全育成の取組み

(現状と課題)

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じて仲間意識の形成や児童の社会性の発達などの形成に大きな影響があるため、児童が自主的に参加し、自由に遊び過ごすことのできる居場所づくりが必要です。

本町では、居場所づくりの推進のため、学童保育を行っています。また、児童の健全育成を図るため、地域ボランティア等の協力を得てスポーツや、人形劇、絵本の読み聞かせなど活発な活動が行われ、地域の子どもたちが異学年と交流できる子ども会活動や、他町との交流である愛のまち交流なども行われています。

さらに、主任児童委員や各地域の児童委員においては、地域の児童の見守り活動等を行っています。

今後は、学童保育において、遊びの内容の充実と安全性を確保し、活発な活動としての推進が必要です。

また、地域資源を活用した児童健全育成を図るため、各団体の指導者や地域ボランティアの協力を得て、地域全体で進めていくことが必要です。

～個別事業～

■学童保育

- ・愛別小学校の空き教室などを利用し、就労などにより放課後に保護者が家庭にいない小学1年生から6年生児童を対象に、平日は下校時から午後6時、土曜及び長期休業日は午前8時から午後6時（休業日は日・祭日など）まで、学童保育指導員5名の体制を基本に養育を支援します。

■地域資源を活用した児童健全育成

- ・下記のとおり地域組織が実施する体験活動等の推進や地域組織等の指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て、地域児童の健全育成に努めます。

〔 ・ちびっこ水泳教室 ・自動車文庫 a i - a i ・ちびっこスキー教室
・チャレンジ元気塾 ・天神クラブ ・愛のまち交流 ・子ども会活動
・少年団活動 ・絵本の読み聞かせ ・人形劇キノッピー ・子ども劇場
・まなびや ・主任児童委員、児童委員活動など
※事業の継続及び地域ボランティア等との連携強化を進めます。 〕

2 親と子どもの健康の確保・増進

(1) 安全な妊娠・出産への取り組み

(現状と課題)

妊娠及び出産の経過に満足することは良い子育てにつながることから、妊娠期における指導や出産準備教育、相談の場の提供が求められます。本町では、母子手帳発行時の面接、妊娠後期支援、妊婦健診費用等の助成を行っており、超音波検査費用の助成を14回対象にしております。

今後も、安全な妊娠、出産のため妊娠期の母子保健事業継続と、親同士が交流でき妊娠、出産、育児に関する悩みを解消できるよう、妊娠期から他の妊婦や町内の子どもをもつ親との交流の場の提供を継続して行っています。

～個別事業～

■母子手帳発行時の保健・栄養指導

- ・母子手帳発行時に、妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、安全に妊娠期を過ごすことができるよう保健・栄養指導を行います。

■妊娠後期支援

- ・妊娠中後期に、妊娠期を健康に過ごし、安全に出産を迎えられるよう保健、栄養指導を行います。

■妊婦一般健康診査、超音波検査及び産婦健康診査費用の助成

- ・妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦に対する健康診査費用及び超音波検査費用の助成を14回実施します。また、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、母体の身体機能の回復や精神状態の把握のため、産婦健康診査費用の助成を2回実施します。

■妊産婦健診及び出産にかかる交通費の助成

- ・妊婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産むことができるようにするため、妊婦健診14回、産婦健診2回、出産に伴う入院1回を上限に、交通費の助成を実施します。

■電話・来庁相談、家庭訪問

- ・妊娠中や産後の健康管理等に関する相談を実施します。

■子どもをもつ母親との交流

- ・ハイハイ&よちよち広場に参加し、子どもを持つ母親と交流することにより、出産後の育児をイメージでき、母親同士の仲間づくりができる場を提供します。

■産後ケア事業の実施

- ・出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

■新生児聴覚検査費用の助成

- ・子どもの聴覚に関する異常の早期発見と早期療育の開始など、聴覚障がいの早期発見及び言語発達の促進を図り、保護者の経済的負担と育児負担の軽減を図るため、新生児聴覚検査費用について全額助成します。

■乳児家庭の全戸訪問の実施

- ・育児に関する正しい知識を持ち、子どもの成長を実感することができるよう、子どもの発育・発達確認や育児相談を実施します。また、保健師だけの訪問ではなく、子育て支援センターの保育士や主任児童委員が同行し、子育て支援センターの紹介や乳幼児に関するサポートについて案内します。

(2) 子どもを健康に育てることができる施策の充実

(現状と課題)

乳幼児健診は、乳幼児の病気の予防と早期発見、健康の保持、増進が目的です。健診で、何らかの所見があり、要精密検査、要経過観察と判定される子どももあり、所見として多いのは、発達や体格に関してですが、年齢によって所見の内容に変化が見られます。要精密検査と判定された場合、専門の医療機関につなげ、早期に治療や療育を受けることができるよう支援を行うことが重要です。また、乳幼児健診を保護者が満足して利用するために、意見や要望等を把握し、健診体制や内容を工夫していく必要があります。

予防接種については、国が定めている定期接種の他、町独自で任意予防接種費用を助成しています。適切な時期に予防接種を受けることができるよう、今後も個別勧奨等を行い、子どもの健康を守る取組みを推進します。

～個別事業～

■乳幼児健診の充実

- ・乳児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を実施し、発育・発達の確認、疾病の早期発見、予防を行います。また、現行の健診では限界があるとされる発達や情緒、社会性などが集団行動の場面で気になる子どもを早期に発見し、子どもや保護者へ早期に支援を開始するための気づきの機会として、5歳児健診を実施します。

■股関節脱臼検診

- ・先天性股関節脱臼等の早期発見、早期治療を受けるため、適切な時期に専門医療機関を受診できるよう勧奨します。

■定期予防接種

- ・予防接種法に基づき、乳幼児等を対象として予防接種を実施します。

■任意予防接種費用助成

- ・定期の予防接種として実施されていない任意予防接種の費用について接種費用を助成し、発病及び重症化を防止します。

（３）保護者が子どものむし歯の予防ができる施策の充実

（現状と課題）

生涯の歯の健康を守るために、乳幼児期からのむし歯予防が重要といわれています。本町では、乳児健診時より歯科指導を実施し、保護者に対する予防教育に取り組んでいます。今後も仕上げ磨きの習慣化や定期的なフッ化物塗布の実施について周知します。

～個別事業～

■乳児健診ブラッシング指導

- ・乳児健診において、乳歯の生えた子どもを対象に、子どもの歯についての情報提供、個別のブラッシング指導を実施し、むし歯予防を図ります。

■１歳６か月児・３歳児歯科検診

- ・１歳６か月児健診、３歳児健診において、歯科検診、歯科相談を実施し、むし歯予防やむし歯の早期発見、早期治療につなげます。

■幼児歯科検診

- ・１歳から就学前の幼児（保育所、幼稚園でフッ素洗口をしていない者）に対し、歯科検診、歯科相談、フッ素塗布を行い、むし歯予防を図ります。

（４）安心して病院にかかることができる施策の充実

（現状と課題）

本町では、18 歳までの子どもを対象に医療費の助成を行っています。妊娠後期支援時に、医療費の助成制度について情報提供しており、今後も、安心して医療機関にかかれるよう、乳幼児等医療費助成制度の周知徹底を図ります。また、小児医療救急情報や、夜間の電話相談などの情報を提供し、適切に医療にかかることができるよう周知していくことが必要です。

乳幼児の不慮の事故による死亡等は全国的に見ると、乳幼児のうち1～4歳児の死亡原因として、窒息、溺死、建物からの転落事故が多く、乳幼児の事故予防は重要な課題となっています。現在、乳幼児健診で子どもの月齢に応じた事故予防のパンフレットの配付や、ハイハイ＆よちよち広場にて事故予防に関する講話の実施、ミニ講座にて消防職員の指導のもと実技の講習会を開催しています。今後も継続して、保護者が学習できる場を確保し、防止対策への取り組みを推進します。

～個別事業～

■乳幼児等医療費助成

- ・18 歳までの子どもに対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費を助成します。

■パンフレットの配布

- ・新生児訪問や乳幼児健診において、小児救急医療情報や夜間電話相談、事故予防に関するパンフレットを配布し、周知を行います。

■ミニ講座（救命救急）

- ・乳幼児の事故発生時の応急処置法や救命救急法などを理解できるよう、ミニ講座を実施します。

（５）食育の推進

（現状と課題）

夜型生活などの生活リズムの乱れは、睡眠不足や朝食抜きなどにつながり、子どもの健康に影響を与えます。乳幼児健診では、規則正しい生活リズムの確立も含めた食事や栄養に関する指導を行っています。今後も望ましい食習慣の確立についての指導及び食事や栄養に関する保護者の悩みを軽減、解決できるよう継続した支援が必要です。

正しい食習慣の確立のためには、乳幼児期からの栄養教育が大切であり、継続した食育を推進します。

～個別事業～

■乳幼児健診における栄養指導

- ・乳児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診、５歳児健診において栄養指導を実施し、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の確立の必要性について指導を行い、食事や栄養に関する保護者の悩みを軽減、解決できるよう支援します。

■電話・来庁相談、家庭訪問

- ・いつでも気軽に相談でき、食事や栄養に関する悩みを軽減、解決できるよう支援します。

■子育て支援センター事業における栄養相談

- ・ハイハイ＆よちよち広場、ミニ講座等に参加している保護者が気軽に相談でき、食事や栄養に関する悩みを軽減、解決できるよう支援します。

■学童期における食育の実施

- ・乳幼児期から継続した「食育」の普及、推進ができるよう、学校や関係機関と情報交換を行い、食育を実施します。

（６）思春期保健対策の充実

（現状と課題）

思春期は身体的、性的、精神的に急激に発育・発達する時期です。しかし、近年の性情報の氾濫、風潮、価値観の多様化などは、思春期の性意識や性行動に深く影響を及ぼしています。このような状況から、性に関する無理解、無関心は生涯にわたる健康や次世代に与える影響が大きいいため、思春期保健の重要性を理解することが大切です。

成長期にある子どもが健康で健やかに育つには、適切な栄養・運動・休息などが必要であり、それが将来の生活習慣病予防のための生活習慣の確立に繋がります。

今後は学校と情報交換を行い、町として協力できる対策や事業について検討を行っていく必要があります。

また、薬物乱用防止に関する普及啓発や、がん予防教育など、今後も継続して実施することで、思春期保健の充実を図ります。さらに、いのちの大切さや学びを深める「心と命の授業」に取り組み、他者への思いやりや自分を大切にする心を育むとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進していきます。

～個別事業～

■電話・来庁相談

- ・思春期保健に関する相談を実施します。

■健康教育等での意識啓発

- ・がんに関する正しい知識を身につける「がん予防教育」やいのちの大切さや学びを深める「心と命の授業」等を今後も継続実施します。

3 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

(現状と課題)

近年、きょうだいの数や地域における子どもの数の減少により、子どもと赤ちゃんがふれあう機会が少なくなってきました。実際に赤ちゃんといれあうことは子どもの成長過程において、とても大切なことです。

本町では、子どもを生み育てることの意義を理解できるよう、小中学生の総合的な学習や技術家庭科（保育）の授業時間を利用し、幼児センターに通所する乳幼児といれあう機会を設けています。

また、中学生は、勤労観・職業観を育成するためのインターンシップの取組みの中で、保育士の仕事を体験し、子育ての意義などを学んでいます。

今後は、学校教育における総合的な学習や体験学習をとおして、幼児センターに通所する乳幼児と小中学生との交流を継続し、子どもを生み育てる意義に関する教育を推進していく必要があります。

～個別事業～

■小学生、中学生等が乳幼児といれあう機会の設定

- ・ 幼児センターの乳幼児と交流することで、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを学びます。

(2) 学校の教育環境等の整備

(現状と課題)

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中でも主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

本町では、確かな学力の向上のために基礎・基本を重視し、自ら学び自ら考える力などを育てる総合的な学習の時間の取組みと英語指導助手を活用した小中学生への英語教育を行っています。また、学習や生活面で特別な支援を要する児童に対して、特別支援教育を行っています。さらに、幼児教育の充実として、幼児と小中学生の交流、小学校教諭による幼稚園訪問などの事業を進めています。

今後は、小中一貫校等を視野に入れながら、学校施設の整備充実を進めていくとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、そのための教職員の指導力の向上、コミュニティ・スクールの充実など、新しい時代を切り拓く人材の育成に向けた総合的な取組みを進めていく必要があります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し支援していきます。さらに、幼児教育の充実を図るため、幼稚園と小学校の連携を深める必要があります。

また、ニーズ調査では、学校給食を望む声があることから学校給食の実施に向けた調査を進め、検討します。

～個別事業～

■総合的な学習の時間の取組み

- ・子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実や地域住民の協力による総合的な学習の時間の取組みを推進します。
- ・教育用ＩＣＴ機器の整備をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。

■地域とともにある学校づくり

- ・コミュニティ・スクールの取組みについて、町民への周知や取組みを支える人材の確保・育成等を進め、一層の充実を図っていきます。
- ・学校だよりによる学校評価の公表など、学校の情報公開を積極的に行います。

■「愛の授業」の実施

- ・中学生を対象とし、地域人材を活用した「愛の授業」を実施することで、潤いある豊かな心を醸成します。

■英語指導助手の活用

- ・英語指導助手を活用した小中学校へ一人ずつ配置し、英語教育をさらに充実します。

■特別支援教育体制の確立

- ・愛別町教育支援委員会を開催し、特別な教育的支援を必要とする乳幼児、児童生徒に対し、教育、福祉、医療等の関係機関が連携して適切な支援体制を図ります。

■幼児教育の充実

- ・幼児のおかれている環境や幼児教育の情報を小学校に提供するなど、幼稚園と小学校の連携の充実を図ります。
- 【小学校教諭と幼児センター（教諭・保育士）との就学情報交換、研修会】

■学校給食の実施検討

- ・児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、学校給食の実施に向けた調査を進めます。

（３）家庭や地域の教育力の向上

（現状と課題）

核家族化や地域のつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。家庭や地域の教育力が向上するためには、若いうちから親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりが大切です。

本町では、「あいべつ生涯学習だより」での情報提供のほか、就学時健診の際、保護者を対象に小学校長が講話や情報提供を行い、家庭教育への支援を行っています。また、青少年育成協議会では、地域の青少年の健全育成のために研修会や機関紙の発行、さらに、「家庭教育目標」、「おあしす運動」、「あいさつ・声かけ運動」などの活動を行っています。

今後も引き続き、青少年育成協議会を中心とした家庭教育の支援はもとより、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を強化し、地域社会が一体となって教育力の向上に努める必要があります。

～個別事業～

■あいべつ生涯学習だよりの発行

- ・学習機会情報やサークル活動等の情報を提供します。

■青少年育成協議会の活動

- ・地域青少年健全育成のため、「家庭教育目標」、「おあしす運動」、「あいさつ・声かけ運動」の活動を行い、機関紙の発行や研修会等を実施します。

■保護者を対象とした、講話・情報提供

- ・就学時健診の際に小学校長による講話や情報提供を行い、家庭教育支援を行います。

■「夢の教室」の開催

- ・トップアスリートのOB等を夢先生（ユメセン）として迎え、小学5年生と中学2年生を対象に学校での授業の一環として夢を持つことの大切さ等を子どもたちに伝える「夢の教室」を開催します。

（４）有害環境対策の推進

（現状と課題）

近年の子どもたちを取り巻く環境は、有害図書を始め、薬物乱用や喫煙に対する警戒心や抵抗感が薄れるなど様々な問題が指摘されています。

特にインターネットについては、多くの家庭に普及して誰もがいつでも見られる環境にあり、情報ツールとして、様々な場面でエンターテインメントとして活用できる反面、有害サイト、虚偽情報、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセスなど、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題となり有害な情報には手を出さない教育も必要となってきました。

また、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、非行、犯罪の助長など健全な成長を阻害する要因となっています。

今後においても、有害図書は、北海道青少年保護育成条例に基づいた取扱いを行い、インターネットの有害情報は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、有害情報へのアクセス防止のための児童生徒、保護者への啓発活動を継続し、飲酒・喫煙や薬物乱用の防止に関する啓発を含め、家庭、学校、地域社会はもとより、青少年にかかわる各種団体や警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携・協力を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていく必要があります。

～個別事業～

■環境浄化活動の推進

- ・有害図書やインターネットについて、学校、家庭、青少年育成協議会や地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置の働きかけと、「青少協だより」等による啓発活動を継続的に行います。
- ・飲酒・喫煙や薬物乱用の防止に関する啓発活動を青少年育成協議会や地域住民と連携・協力して進めます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

(現状と課題)

近年、核家族化が進む中で、子育てを担う若い世代が、広くゆとりのある安全な住宅の確保を求められています。

本町では、平成 14 年度建設住宅からシックハウス対策として室内空気質濃度測定を実施し、建築基準法に係る確認申請対象建築物についても、法に基づき指導を行っており、公営住宅の建替及び改修等で、優良住宅の確保を行っています。

しかし、令和2年3月末現在耐用年数を経過した公営住宅戸数が206戸の内24戸(11.7%)を占めていることから、令和2年度に予定している愛別町住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画を見直す中で住宅の建替及び改修を検討し、良質な住宅を供給していきます。

～個別事業～

■公営住宅整備事業

- ・良質な住環境を確保し、新築（建て替えに伴う場合も含む）及び改修等を促進します。

（公営住宅整備事業、特定公共賃貸住宅整備事業、町営住宅整備事業（子育て住宅）、公営住宅等補修工事）

■シックハウス対策

- ・公営住宅等（公共施設含む）の新築に伴い室内空気質濃度測定を継続推進します。
- ・シックハウス対策の指導推進を継続推進します。

※シックハウス問題

建材等から発生する有害な化学物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等)、カビ・ダニなどによる室内空気汚染等による健康へ影響を及ぼす。居住に由来する様々な健康障害の総称としてシックハウス症候群がある。

（２）安心して外出できる環境の整備

（現状と課題）

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間を作ることが必要です。

本町では、車椅子、ベビーカーを利用する人たちが安全に通行できる状況を確保するため、幅の広い歩道や歩道の段差解消等の整備を平成 12 年度から実施しています。今後も、道路改良及び維持補修を行う際には、バリアフリーを考慮した整備に努めていきます。

不特定多数の利用者がある公共施設は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び北海道福祉のまちづくり条例により、バリアフリー化の促進が求められ、本町でも、公共施設などの整備の際はバリアフリー化を推進していきます。

また、ベビーベッド等子育て世帯の方が利用しやすい設備が設置されているトイレは、総合センター・蔵ら（本町地区）・かえで公園（東町地区）・B & G 海洋センター・北町農村公園トイレ棟（北町地区）の5施設があります。

今後も、安心して外出のできる環境整備のためバリアフリー法施行以前に建設された公共施設のバリアフリー化も含めた誰もが利用しやすい公共施設の整備に努めていきます。

本町における街灯については、道路交通の安全確保のための道路照明と防犯の観点から設置されている防犯灯があり、防犯灯の設置は地域の要望により電柱等に設置されています。しかし、場所によっては明るさが保たれない所もあることから地域と検討し、安全確保及び弱者である子どもを対象とした犯罪防止に配慮した環境整備を推進します。

ニーズ調査では、子育て支援策について「子どもたちの遊び場」を求める回答が多く、身近な地域において、乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を提供できる公園等の整備が求められています。今後は、そうした要望に対し「振興計画」と並行して既存公園の活用を含め、調査研究を進めていく必要があります。

～個別事業～

■交通バリアフリー化

- ・段差を無くした歩道の整備を道路改良等に併せて推進します。

■子育て世帯にやさしいトイレの整備

- ・ユニバーサル（バリアフリーで誰でも使いやすい）トイレの整備を推進します。

■防犯灯等の整備

- ・防犯灯等の設置箇所の増加を推進します。

(3) 交通安全教育の推進

(現状と課題)

車社会の急速な進行や交通マナーの低下、交通ルール違反の増加等により交通事故に遭遇する危険性が高まっており、特に交通弱者とされる子どもに対する交通安全教育が重要となってきています。

本町での交通事故死者数は、平成 27 年 4 名、平成 28 年～平成 31 年まで 0 名で、負傷者は平成 27 年 10 名、平成 28 年 6 名、平成 29 年 4 名、平成 30 年 1 名、平成 31 年 4 名でした。

本町では、愛別町交通安全推進協議会と交通安全指導員、旭川東警察署が連携し、交通事故防止と交通安全意識の高揚に取り組んでいます。幼児や児童生徒一人ひとりが交通ルールを身に付けることができるように、幼児センター、小学校での青空交通安全教室にて、道路の歩き方、横断方法、自転車の乗り方等について体験型の指導を、中学校では講話による交通安全教室を行い、交通安全資材の配布等にも取り組んでいます。

交通安全教育は、継続して行うことにより交通ルールの習得や交通安全意識の高揚、マナーの向上が図られるため今後も事業を継続するとともに、子どもを交通事故から守るためには、地域の協力が必要不可欠であるため、地域の婦人会や高齢者を対象とした交通安全教室やドライバーキャンペーン、広報資材を活用した交通安全情報の提供などの交通事故防止に向けた取り組みが必要です。

また、小中学校の登下校で、愛別町防犯協会による青色防犯パトロールやPTAによる下校指導、スクールガードリーダーによる巡回指導を実施していきます。

～個別事業～

■交通安全教育

- ・警察と交通安全指導員による交通安全教室を幼児センターや各学校で実施し、交通ルールを身につけ、交通安全意識の高揚を図ります。

■交通安全資材の配付

- ・幼児、小中学生にパンフレットや反射材等の交通安全資材を配付します。

■地域に対する交通安全教育

- ・地域で子どもを交通事故から守るために交通安全教室とドライバーキャンペーンを実施します。

（４）犯罪等の被害防止活動

（現状と課題）

近年、全国で子どもの連れ去り事件や殺傷事件が多く発生しているが本町では幸いにもみうけられないのが現状ですが、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

本町では、子どもを犯罪等の被害から守るために祭典やイベント時の巡回指導、声かけ運動、下校時の見守り、子どもが危険を感じた時にかけこむことができる「かけこみ 110 番」及び「子ども 110 番の家」の設置、旭川市へ通学する生徒に対しては、旭川広域補導連絡協議会及び関係機関との列車添乗補導や旭川市内で開催される祭典等の巡回補導を行っています。

また、地域での防犯意識の高揚を図るため、旭川東地区防犯協会連合会が発行する「地域安全ニュース」や愛別町交通安全推進協議会が発行する「家庭新聞」等の啓発資材を配付しています。

今後も防犯協会、学校、地域、警察などの関係機関と連携し、子どもが犯罪等に遭わないように継続して活動することが必要です。さらに、少年非行の多様化、深刻化の現状から、学校と警察の情報連絡制度「子どもの健全育成サポートシステム」を旭川東警察署と構築していくことで、児童生徒の非行等に関する情報を共有し、児童生徒の非行犯罪被害の未然防止を図っていきます。

～個別事業～

■防犯協会活動

- ・祭典等の巡回、列車添乗、声掛け運動、下校時の見守りを実施します。

■防犯連絡所設置

- ・かけこみ 110 番、子ども 110 番の家の設置を推進します。

■犯罪等に関する情報提供及び啓発資材配付

- ・「地域防犯ニュース」の定期発送、交通安全「家庭新聞」の配布を行います。

■防犯灯等・街路灯の点検整備

- ・夜間の防犯、犯罪防止のための防犯灯等、街路灯の点検整備を行います。

5 仕事と家庭の両立支援

(1) 仕事と家庭の両立支援

(現状と課題)

これまでの社会は、家庭生活よりも職場生活が優先されてきていました。しかし、仕事と子育ての両立は、人間として生きていく上で不可欠な条件であり、働く者が子どもを生み育てながら働き続けることができるよう、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識がひろがってきました。

ニーズ調査では、母親の就労状況は、約半数の方が働いており、子どもに幼稚園や保育所を利用されている方は、7割を超えています。また、子どもが急に病気やケガで普段利用している幼稚園や保育所の利用ができなかったため、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと希望される方は5割を占め、ニーズにあったサービスが求められております。その他、育児休業や短時間勤務制度などの両立支援制度の仕組みについて伺ったところ、約4割の方が制度を知らなかったとの回答がありました。

本町においても、産前・産後の休暇又は育児休業などの制度を取り入れ、環境整備を図っている事業所は少ない状況にあります。

今後は、子育てを個々の家庭の問題とせず、事業者を含めた社会全体で支えることが必要であるため、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスと合わせて両立支援制度の啓発を進めていきます。

また、ニーズに応じた保育サービスの充実に努め、仕事と家庭生活の両立を促進する環境を整えることも必要です。

～個別事業～

■事業主・地域住民等に対する情報提供・啓発

- ・性別や年齢を問わず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進、両立支援制度の情報提供・啓発を行います。

■病児・病後児保育サービス

- ・子どもの急な発病で、保育所に預けられないときの、病児・病後児の預かりなど「上川中部こども緊急さぽねっと」利用の促進。

6 子どもの特性を尊重した子育てが進められる体制の整備

(1) 子どもに関する相談、支援体制の充実

(現状と課題)

すべての子どもは、いかなる状況にあっても、ひとしく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

子どもや子育てに関するあらゆる不安や悩みは、子育てをしている多くの保護者等が抱えており、町民の身近な相談窓口として、乳幼児健診等の各種母子保健事業、子育て支援センター、幼児センター、小中学校等での相談や情報提供を行っています。しかし、子育てに関する相談については、多種多様になってきており、1つの相談窓口だけでは解決できず、多様な機関との連携を図りながらのきめ細やかな対応が求められています。

障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援として、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、就学前の子どものいる家庭では病気や発育・発達に関して悩んでいる傾向も高く、子どもの状態や家庭の状況に応じた個別支援の充実が求められます。

児童虐待防止対策として、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。

子どもに関する福祉制度としては児童手当制度、乳幼児等医療費助成制度等さまざまな制度があり、対象者にはその都度情報提供を行っていますが、子育て家庭全体への周知を考えると不十分な状況です。今後は対象者だけではなく、広く子育て家庭全体への周知、広報を行う必要があります。

～個別事業～

■相談窓口

- ・子どもや子育てに関するあらゆる相談に応じるため、保護者にとって相談しやすい環境、支援しやすい環境づくりに努め、実情の把握、調査・指導を行います。

■相談窓口の周知

- ・子どもや保護者が相談できる相談窓口の周知を行います。

■要保護児童対策地域協議会

- ・個別事例に応じた検討会議の適宜開催や構成機関の代表者による会議等を定期的に開催します。

■子育て支援センター

- 育児に悩みや不安を抱える父母の相談に応じて必要なアドバイスを行ったり、各種の子育てサークルの活動を通じて同年代の子どもを持つ家庭同士のネットワークづくりを支援します。

■妊娠後期支援

- 妊娠中後期に、妊娠期を健康に過ごし、安全に出産を迎えられるよう保健、栄養指導を行います。

■乳児家庭の全戸訪問の実施

- 育児に関する正しい知識を持ち、子どもの成長を実感することができるよう、子どもの発育・発達確認や育児相談を実施します。また、保健師だけの訪問ではなく、子育て支援センターの保育士や主任児童委員が同行し、子育て支援センターの紹介や乳幼児に関するサポートについて案内します。

■養育支援訪問の実施

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

■子育てサロン

- 子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場として子育てサロンを開き、子育ての悩みを相談できる保護者どうしの仲間づくりと子どもの遊び場づくりを目的としています。

■乳幼児健診の充実

- 乳児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を実施し、発育・発達の確認、疾病の早期発見、予防を行います。また、現行の健診では限界があるとされる発達や情緒、社会性などが集団行動の場面で気になる子どもを早期に発見し、子どもや保護者へ早期に支援を開始するための気づきの機会として、5歳児健診を実施します。

■上川中部基幹相談支援センター

- 障がいの種別にかかわらず、障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、総合的・専門的な相談窓口と、その支援を総合的に行うための機関として4町で共同設置した上川中部基幹相談支援センター「きたよん」を拠点に、地域の状況に合わせながら、必要な支援につなげていきます。

■子どもに関する福祉制度の広報

- 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、医療費助成事業などの広報を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

(1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

地理的条件、交通事情などによりエリア分けした「提供エリア（教育・保育提供区域）」ごとに、計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と小規模保育事業や保育ママなど（地域型保育事業）の「利用見込み数」に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所などの定員を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

(2) 「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」などの地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(1)と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業をいいます。

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
- ⑥一時預かり事業
- ⑦病児・病後児保育事業
- ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ⑩養育支援訪問事業
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

(3) 認定こども園について

認定こども園は、平成 18 年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

本町では、平成 12 年 4 月から幼稚園と保育所が同じ保育室で保育を行う共通保育を実施しております。

今後において、幼稚園と保育所が現行の法的な位置づけを保持したまま、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう認定こども園への移行について、調査研究を進める必要があります。

利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。（短時間＝最長8時間・標準時間＝最長11時間）

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、整備の目安となる教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本町の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

(1) 教育・保育の提供区域

「町内全域＝1つの区域」として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の充実

保育施設の設置・運営認可（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

【事業概要】

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っています。

本町では幼児センターにおいて、幼保連携事業として行われています。

また、地域型保育施設には4つの形態がありますが、本町には該当の施設はありません。

- ・家庭的保育事業（保育ママ）
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

【実施状況】

保育施設（認可保育所） (人)

	H27	H28	H29	H30	R1
ニーズ量の見込み A	40	34	41	43	36
2号認定	16	12	14	15	18
3号認定（0歳児）	8	5	5	6	5
3号認定（1・2歳児）	16	17	22	22	13
確保提供数（定員） B	45	45	45	45	45
差異（B-A）	5	11	4	2	9

【量の見込み】

保育施設（認可保育所） (人)

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み A	38	36	36	34	34
2号認定	15	14	14	13	13
3号認定（0歳児）	5	5	5	5	5
3号認定（1・2歳児）	18	17	17	16	16
確保提供数（定員） B	45	45	45	45	45
差異（B-A）	7	9	9	11	11

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 特定教育施設の提供体制の充実
保育施設の設置・運営認可（幼稚園）

【事業概要】

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

本町では幼児センターにおいて、幼保連携事業として行われています。

【実施状況】

教育施設（幼稚園）

（人）

	H27	H28	H29	H30	R1
ニーズ量の見込み A 1号認定	30	36	36	41	38
確保提供数（定員）B	105	105	105	105	105
差異（B-A）	75	69	69	64	68

【量の見込み】

教育施設（幼稚園）

（人）

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み A 1号認定	24	23	23	21	21
確保提供数（定員）B	105	105	105	105	105
差異（B-A）	81	82	82	84	84

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者や、妊娠しているかたの身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【実施状況】

特設窓口等の設置はしていませんが、保健福祉課や子育て支援センター等での相談・支援を行っています。

【確保方策】

子育て家庭がニーズに合わせて、子育て支援事業などの必要な支援を選択し利用できるように、引き続き担当窓口による対応を実施していきます。

(2) 延長保育事業

保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。

【実施状況】

現在の通常保育は AM7:30~PM6:30 までの 11 時間で、通常の保育時間を超えた延長保育は実施しておりません。

【確保方策】

就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応できるように、今後も必要な検討を行っています。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）

放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図る事業で、小学校内等で保育を実施する事業です。

【実施状況】

平日は下校時から午後6時、土曜及び長期休業日は午前8時から午後6時（休業日は日・祭日など）まで、学童保育指導員5名の体制を基本に養育支援を実施しています。

【項目】	H27	H28	H29	H30	R1
学童保育実人数	33	21	25	34	30

【量の見込み】

(年・実人数)

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み A	28	28	27	27	26
確保提供（定員） B	40	40	40	40	40
差異（B-A）	12	12	13	13	14

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、既存施設において量を確保できますが、児童の健全な育成が図れるように、衛生及び安全面に配慮しながら、今後も継続して実施していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施するもの、または残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後 10 時まで）の保育を実施するものです。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【確保方策】

ニーズ調査において利用希望はありませんでしたが、近隣市町村の児童福祉施設等に委託できるよう、検討していきます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育て支援センターを設置して親の孤立化を防止します。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
のびっこ教室（年）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
ミニ講座（年）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
のびっこ通信（年）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
ハイハイ&よちよち広場（年）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
親子遊び（年）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
開放日（月）	開所日 すべて	開所日 すべて	開所日 すべて	開所日 すべて	開所日 すべて
利用親子延組数	370	417	415	414	280

【量の見込み】

(年・親子延組数)

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み	300	300	300	300	300

【確保方策】

ニーズ量の見込みから、既存施設において量を確保できることから、今後も関係機関と連携を取りながら、継続して実施していきます。

(6) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発育を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

本町では、一日保育として実施しています。

	H27	H28	H29	H30	R1
一日保育利用実人数	23	16	19	20	20

【量の見込み】

(年・実人数)

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み A	15	14	14	12	12
確保提供 B	15	14	14	12	12
差異 (B-A)	0	0	0	0	0

【確保方策】

現在実施している1日保育を、継続して実施していきます。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

【実施状況】

本町では、実施していません。

【確保方策】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりを実施しておりますが、今後において、在園児以外を対象とした一時預かりについては現状のサービス（子育てサポートのびのび）による提供において実施していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

保育所に在籍中等の子どもが病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもの保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保方策】

上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業にて対応していきます。

今後、ニーズ状況を踏まえ、医療機関との連携や看護師の配置など総合的に判断し、事業実施に向けた検討をしていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

町民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(依頼会員)と支援することができる人(援助会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
依頼会員数	24	26	27	27	25
利用延人数	25	29	30	24	20
援助会員数	16	13	12	11	11

【量の見込み】

(年・利用延人数)

	R2	R3	R4	R5	R6
ニーズ量の見込み A	24	23	23	22	21
確保提供 B	24	23	23	22	21
差異 (B-A)	0	0	0	0	0

【確保方策】

積極的なPRを行い、子育てサポートのびのび等の事業内容と利用料の助成について町民に周知します。また、援助会員の募集を行い、登録数を増やすなど利用しやすい環境を整えます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健師・主任児童委員等が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
新生児訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%
乳幼児訪問実施件数	17件	10件	12件	10件	5件

【取組みの方向】

乳児の成長を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減、いつでも気軽に相談し、育児不安の軽減を図るため、電話・来庁相談を随時行っていくとともに、広報等による相談事業のPRを実施します。多様な方法でアプローチしていきます。

(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や保育士、栄養士等が訪問をして、相談や支援を行う事業です。

【実施状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
乳幼児訪問実施件数	8件	21件	0件	0件	0件

【確保方策】

障がいや発達支援などの早期発見、早期対応のため関係機関と連携して取組みを進め、支援が必要な家庭に訪問を行うなど、今後も継続して事業を実施していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

母子手帳発行時に、妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、安全に妊娠期を過ごすことができるよう保健・栄養指導を行っているほか、妊娠中期において家庭訪問を実施、妊婦に対する健康診査を無料で14回、産婦検診2回実施するなど妊婦の健康維持・増進を図っています。

【確保方策】

経済的な負担を軽減し、適切な時期に定期的な健診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安を解消するため、今後も継続して事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業です。

【実施状況】

本町では実施しておりません。

【確保方策】

低所得者の負担軽減を図るため、国が定める基準等に従い認められた実費徴収について、必要に応じて補助金等の検討を進めます。

(13) 多様な主体の参入促進事業

保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施しておりません。

【確保方策】

幼児センターにおいて必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いものと考えますが、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

第6章 計画の推進体制

本計画の実現に向けては、計画期間である令和2年度から令和6年度の毎年度、計画の実施状況について点検評価し、問題点や課題の検討を行い、改善や見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しや改善など必要な措置を講じていくこととします。

（１）計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともにホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

（２）関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

（３）計画の実施状況の点検・評価

計画に定められた施策の実施状況を毎年度、点検・評価するとともに、利用者への聞き取り調査等を実施し、満足度や要望などを把握していきます。結果についてもホームページへの掲載などにより町民に周知し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

（４）子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置した「愛別町子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。



第2期
愛別町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：愛別町

編集：愛別町保健福祉課福祉係

〒078-1492

北海道上川郡愛別町字本町 179 番地

電話:01658-6-5111 FAX:01658-9-3933